入札公告
（事後審査方式）（入札説明書を兼ねる）

令和８年度吉岡町町営住宅本宿団地タイプ別住戸内改修工事に係る一般競争入札を行うので、地方自治施行令（昭和２２年政令第１６号。以下「自治令」という。）第１６７条の６第１項の規定により公告します。

本件は、自治令第１６７条の５の２第１項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を定めるとともに、入札参加資格の審査を入札後に行うものです。

令和８年１１月１６日

群馬県住宅供給公社
理事長　眞庭　宣幸

記

１ 担当部局

〒371-0025
群馬県前橋市紅雲町 1-7-12
群馬県住宅供給公社　管理部工務課
電話 ： 027-223-5811（音声ガイダンス１－３）
FAX ： 027-223-9808
Mail ： syuzen@gunma-jkk.or.jp

２ 工事概要等

（１） 工 事 名
令和８年度　吉岡町町営住宅本宿団地タイプ別住戸内改修工事

（２） 工事場所
北群馬郡吉岡町大字大久保地内

（３） 工事概要
・改 修 棟：吉岡町町営住宅　本宿団地（８４－２棟）
・ 構　造 ：鉄筋コンクリート造
・ 階　数 ：地上３階建て
・工事内容：住戸内改修工事
・週休２日：発注者指定型

（４） 工事詳細
別冊図面及び仕様書のとおり

（５） 工事期間
令和８年１２月１０日　から　令和９年３月２５日まで

３ 入札参加形態
単体による参加

４ 入札参加資格
この公告の日から開札の日までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

（１） 自治令第 167 条の４第１項に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

（２） 群馬県財務規則第 170 条第２項に規定する入札の参加制限を受けていない者であること。
（３） 群馬県建設工事請負業者等指名停止措置要綱第２条第２項に規定する指名停止を受けていない者であること。なお、(２)及び(３)において営業の譲渡を受けた者は、営業を譲渡した者が入札参加制限又は指名停止措置等を受けているときは、それらの措置を引き継ぐ。
（４） 群馬県建設工事請負業者選定要領(以下「選定要領」という。)第 10 条第１項に規定する建設工事入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)に登載された者であること。
（５） 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条、厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条及び雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第７条の規定による届出の義務を履行している者であること。(当該届出の義務がない者を除く。)
（６） 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更正手続開始の申立てを行っている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てを行っている者にあっては、手続開始決定後に資格者名簿に登載された者であること。
（７） 当該工事についての技術的特性
当該工事と同種又は類似の工事を主とした、相当の実績があること。国、地方公共団体又は地方住宅供給公社が発注した契約金額１，０００万円（消費税を除く）以上の工事とする。
同種工事：共同住宅等における改修工事（建築一式）
類似工事：公共施設等における改修工事（建築一式）
（８） 群馬県の令和８・９年度建設工事入札参加資格者名簿における建築一式工事の総合数値が７６０点以上の者であること。
（９） 渋川土木事務所管内に建設業法に基づき設置された本店があること。

５ 入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）
（１） 申請書及び資料は、令和８年１１月１６日(月)９時から令和８年１１月２５日(水)１６時までにぐんま電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により提出すること。
（２） 申請書及び資料を提出した者には電子入札システムにより入札参加資格確認通知書を交付するが、この公告における入札参加資格を認定するものではない。
（３） 提出書類
ア 入札参加資格確認申請書(別記様式１)
イ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
ウ 施工実績（別記様式２）
（４） 申請書及び資料は、提出期限日以降の差し替え及び再提出は認めない。
（５） 入札参加資格の審査において疑義が生じたときは、「申請書」又は「資料」の再提出を求めることがある。
（６） 申請書及び資料は返却しない。

６ 仕様書以外の詳細図面、仕様書、金額抜き設計書(以下「設計図書等」という。)
（１） 設計図書等は、令和８年１１月１６日（月）から令和８年１２月２日（水）まで電子入札システムにより閲覧できる。
（２） 設計図書等に係る質問は、令和８年１１月１７日（火）から令和８年１１月２０日（金）までの午前９時から午後４時までに群馬県住宅供給公社　管理部工務課に「質問書」を FAX または Mail にて提出すること。ただし、土曜日、日曜日及び祝日並びに平日の正午から午後１時

までを除く。

（３） 設計図書等に係る質問があったときは、令和８年１１月２６日（木）以降に「質問回答書」により回答し、令和８年１２月２日（水）まで電子入札システムの添付文書により閲覧できる。

7 現場説明会

行わない。

8 入札方法等

（１） この入札は、電子入札システムにより行う。

（２） 入札金額の記載

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の１０に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額を入札書に記載すること。

（３） 入札書の引き換え又は変更は認めない。

（４） 入札執行回数は原則として２回までとする。

9 入札手続等

（１） 入札受付開始日時

令和８年１１月２７日（金）　９時

（２） 入札書及び工事費内訳書提出締切日時

令和８年１２月　２日（水）　１６時

（３） 工事費内訳書開封予定日時

令和８年１２月　２日（水）　１６時０１分

（４） 開札予定日時

令和８年１２月　３日（木）　９時３０分

（５） この入札は、電子入札システムにより行う。

10 入札保証金

免除

11 契約保証

契約保証については、次のなかから受注者が選択するものとする。

（１） 契約保証金の納付

（２） 金銭保証人（金融機関又は保証事業会社の保証）

（３） 履行保証保険

（４） 公共工事履行保証証券による保証（付保割合１０％以上）

（５） 利付国債もしくは地方債

12 工事費内訳書

（１） 入札参加者は、第１回目の入札に際し、自己の見積金額にかかわらず工事費内訳書を提出すること。

（２） 入札参加者は、契約担当者が指定する日時までにWord、Excel又は、PDFにより提出すること。
（３） 工事費内訳書における工事価格は入札金額と一致すること。
（４）「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の改正に伴い、工事費内訳書には、**材料費**、**労務費**及び**法定福利費等**を記載すること。
（５） 工事費内訳書は返却しない。
（６） 工事費内訳書の押印は不要とする。

13 入札の無効
（１） 入札参加資格がない者が行った入札
（２） 入札に係る不正行為を行った者による入札
（３） 虚偽の申請書又は資料を提出した者が行った入札
（４） 同一の者が行った複数の入札
（５） ＩＣカードの不正使用により行った入札
（６） 工事費内訳書を提出しない者が行った入札
（７） 工事費内訳書における工事価格と入札金額が一致しないとき
（８） 工事費内訳書に材料費、労務費及び法定福利費等の記載がないとき（※令和９年３月３１日までの間は無効としない）
（９） 落札候補者が開札から落札決定までの間に指名停止となったとき
（10） その他入札に関する条件に違反したとき
（11） 無効の入札を行った者を落札者としていたときは、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法
（１） この入札は低入札価格調査制度を適用するので、落札候補者が調査基準価格を下回る入札をしたときは、低入札価格調査（以下「低入調査」という。）を実施したうえで落札者を決定する。
（２） 低入調査の対象となった者は、低入調査の実施に協力すること。
（３） 低入調査を受けることを拒否した者は、失格とする。
（４） この入札は失格基準価格を設ける。失格基準価格を下回る入札をした者は失格とする。
（５） 落札者を決定したときは、電子入札システムにより通知する。
（６） この入札の審査結果は、電子入札システムにより公表する。

15 工事請負契約書
建設工事請負契約書（群馬県建設工事執行規程別記様式第６号）により作成すること。

16 支払条件
（１） 前払金
請負代金の40％以内
（２） 中間前払金
１回
（３） 部分払の回数
３回以内（請負代金が1,000万円を超えるもの）
中間前金払の支払を受けた場合は、この回数を１回減じる。
（４） 支払条件の詳細は、県発注工事に係る中間前金払制度に関する取扱いによる。

17 火災保険を付することの要否

要

18 この工事に密接な関連がある他の工事

この工事の落札者と随意契約を締結する予定なし

19 その他

（１） この入札に係る情報は、電子入札システムにより入手すること。

（２） 開札の結果落札者がいないときは、再度の入札に付することがある。

（３） 再入札については、別添資料「電子入札による再入札等について（ご注意）」にて確認すること。

（４） 本工事は共同住宅における住戸内改修工事のため、施工者は工事対象外住戸の入居者に対し配慮等を行い施工すること。